

にいがた美醸 会規約

第1条 (名称)

本会は、にいがた美醸と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条 (目的及び事業)

本会は、日本酒とその文化を通して、会員相互の親睦と新潟清酒・日本酒文化の啓蒙を図ることを目的とし、平成21年9月16日設立する。事業として酒蔵見学、また目的に関わる活動を行う。

第4条 (会員)

本会は、原則として日本酒またはその文化に関心を持つ女性を以て組織する。

第5条 (役員)

本会運営のために、次の役員を置く。役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

会 長 1名

会 計 1名

監 事 1名

第6条 (入会)

会員として入会しようとする者は、規定の入会申込を提出し、会長の承認を得るものとする。

第7条 (会費)

1. 会員は、各活動に掛かる活動費を会費として納入しなければならない。
2. 各活動で余剰した会費は次回以降の活動費として使用し、これを会計が管理するものとする。

第8条 (退会)

1. 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。

第9条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる総会とする。

第10条 (委任)

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第11条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。